

## 秋田県通訳案内士法施行要綱

### (趣旨)

第1条 通訳案内士の登録については、通訳案内士法（昭和24年法律第210号。以下「法」という）及び通訳案内士法施行規則（昭和24年運輸省令第27号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (登録申請)

第2条 法第18条の規定による登録を受けようとする者は、登録申請書（省令第16条別記第4号様式）に省令第16条に定める書類を添え、知事に申請しなければならない。

2 省令第16条2の各号の書類は、次のものとする。

- (1) 健康診断書は、別紙1に準じた様式とする。（2の一関係）
- (2) 誓約書は、参考様式1とする。（2の三関係）
- (3) 代理権限授権書は、別記様式1とする。

上記代理権限授権者にかかる誓約書は、参考様式2とする。（2の五関係）

### (登録事項の変更届)

第3条 登録を受けた事項に変更があったときは、法第23条の規定により、登録事項変更届出書（省令第19条別記第6号様式）に關係書類を添え、知事に届出しなければならない。

### (登録証の再交付申請等)

第4条 法第24条の規定により登録証の再交付等を申請しようとする者は、再交付申請書（省令第20条別記第7号様式）に省令第20条第1項に定める書類を添え、知事に申請しなければならない。

### (登録の抹消)

第5条 省令第21条第1項の規定により登録を抹消するときは、登録抹消事由届出書（様式第1号）に登録証を添えて提出しなければならない。

### (施行期日)

この要綱は平成15年4月1日から施行する。

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

この要綱は令和3年9月17日から施行する。